

国指定北アルプス鳥獣保護区
乗鞍特別保護地区
指定計画書

(環境省案)

平成26年 月 日
環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

乗鞍特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

北アルプス鳥獣保護区のうち、岐阜県高山市丹生川町所在国有林飛驒森林管理署 120 林班の区域（ただし、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 36 条に基づき指定された乗鞍鶴ヶ池集団施設地区（平成 4 年 7 月環境庁告示第 51 号）の区域を除く。）

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 26 年 11 月 1 日から平成 36 年 10 月 31 日まで（10 年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、当該鳥獣保護区南端、岐阜県の乗鞍岳の標高約 2,200 メートルから約 3,000 メートルまでに位置し、大部分がハイマツ群落や高山草原群落から成る高山帯である。このような自然環境を反映し、当該区域には、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I B 類のライチョウ、イヌワシ等の生息が確認されている。また、ライチョウの生息にとって重要である風衝地群落、ハイマツ群落及び雪田植物群落が広く発達しているため、ある程度の大規模個体群が生息する地域となっているとともに、他の主要な生息地から比較的強く隔離された地域であるため、分布域の確保の観点から特に重要な生息地となっている。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 希少鳥獣生息地の保護区として、ライチョウ、イヌワシ等の保護を図るため適切な管理に努める。特にライチョウについては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 45 条第 1 項に基づき定められたライチョウに関する保護増殖事業計画（平成二十四年十月文部科学省・農林水産省・環境省告示第一号）を踏まえ、関係機関と連携して保護に努める。
- 2) 違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。
- 3) 希少鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による生息への影響を防止するため、関係行政機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。
- 4) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。
- 5) 当該特別保護地区及びその周辺では、過去には生息が確認されていなかったニホンジカ、イノシシ等の生息が確認され、特にニホンジカが高山帯又は亜高山帯へ侵入して高山植物等に被害をもたらすこと及び当該被害がライチョウ等の生息に影響を与えることが懸念されている。このため、中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会で策定された中部山岳国立公園ニホンジカ対策方針（平成二十五年三月）に基づき、関係機関が連携して総合的にニホンジカ対策を進めることとする。
- 6) ニホンツキノワグマの生息地であることから、関係機関が連携して人身被害の防止を図る。

3 特別保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 997ha

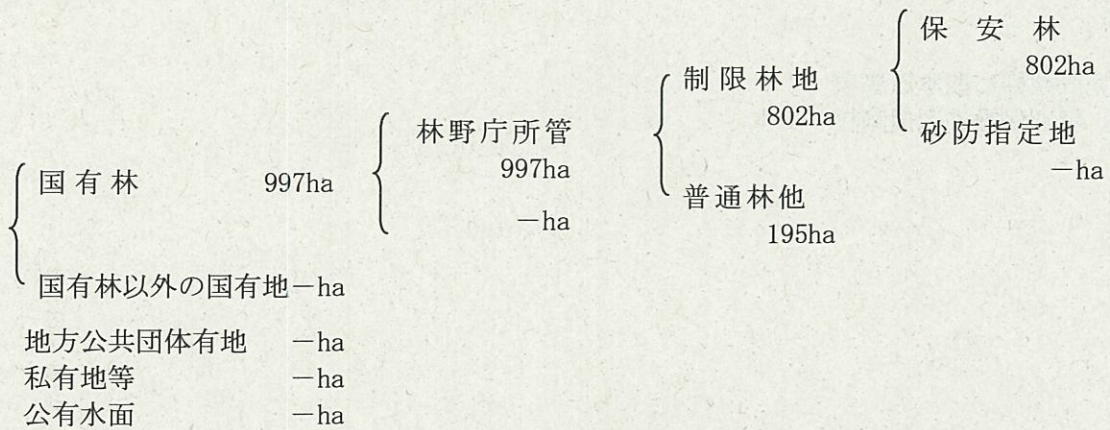
内訳

ア 形態別内訳

林野 839ha
 農耕地 1ha
 水面 27ha
 その他 131ha

イ 所有者別内訳

国有地 997ha



ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 (中部山岳国立公園)	997ha	特別保護地区	997ha
		特別地域	1ha
		普通地域	1ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

北アルプス鳥獣保護区の南端部の岐阜県に位置し、最高峰である剣ヶ峰、大丹生岳、大黒岳等から構成される乗鞍岳の標高約 2,300 メートルから約 3,000 メートルまでの区域であり、全域が中部山岳国立公園に指定されている。

イ 地形、地質等

乗鞍岳は、剣ヶ峰、富士見岳、恵比須岳、大丹生岳、烏帽子岳等の南北に連なる小火山から構成された成層火山である。乗鞍岳山頂部一帯には、火山活動の痕跡である火口壁や火口丘が見られる他、権現池、五ノ池、亀ヶ池、^{きえずがいけ}不消ヶ池等の火山湖が見られる。

地質は、安山岩（デイサイト溶岩）を主体とする。

ウ 植物相の概要

大部分が標高約 2,500 メートル以上の高山植生帯であり、ハイマツ群落及び高山草原群落からなる高山帯が広がる。一部の標高約 2,300 メートルから約 2,500 メートルまでの区域は、ダケカンバが優先する亜高山帯となっている。

エ 動物相の概要

ライチョウのなわばりが多数存在また近年の生息数も安定しており、当該鳥獣保護区の中でもライチョウの重要な生息地となっている。また、当該地区の中でも大丹生岳から剣ヶ峰にかけての稜線部一帯は特に生息数が多い。その他鳥類では、イヌワシ、クマタカ、イワヒバリ、ホシガラス等が生息している。また、哺乳類ではニホンカモシカ、ニホンツキノワグマ、ホンドオコジョ、ノウサギ等が生息している。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況
該当なし

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項
当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

5 施設整備に関する事項

(1) 特別保護地区用制札 1 本

別表（乗鞍特別保護地区に生息する鳥獣類）

ア. 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等	
タカ	タカ	ハチクマ	NT	
		トビ		
		オオタカ	NT・国内希少	
		ツミ		
		ハイタカ	NT	
		ノスリ		
		サシバ	VU	
		クマタカ	EN・国内希少	
		イヌワシ	EN・国天・国内希少	
		ハヤブサ	ハヤブサ	VU・国内希少
	チョウゲンボウ			
キジ	ライチョウ	○ライチョウ	EN・国特天・国内希少	
ハト	ハト	キジバト		
カッコウ	カッコウ	ジュウイチ		
		カッコウ		
		ツツドリ		
		ホトトギス		
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	NT	
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ		
		○アマツバメ		
キツツキ	キツツキ	アオゲラ		
		アカゲラ		
		コゲラ		
スズメ	ツバメ	○イワツバメ		
	セキレイ	○キセキレイ		
		○ビンズイ		
	ヒヨドリ	ヒヨドリ		
	モズ	モズ		
	カワガラス	カワガラス		
	ミソサザイ	ミソサザイ		
	イワヒバリ		○イワヒバリ	
			○カヤクグリ	
	ツグミ		コマドリ	
			コルリ	
			○ルリビタキ	
			マミジロ	
	ウグイス		○ウグイス	
			○メボソムシクイ	
			エゾムシクイ	
			キクイタダキ	
	ヒタキ		オオルリ	
			サメビタキ	
	エナガ		エナガ	
	シジュウカラ		コガラ	
			ヒガラ	
			ヤマガラ	
			シジュウカラ	
	ゴジュウカラ		ゴジュウカラ	
	キバシリ		キバシリ	
	メジロ		メジロ	
	ホオジロ		ホオジロ	
			アオジ	
			クロジ	
	アトリ		アトリ	
			マヒワ	
			ウソ	
			イカル	
	ハタオリドリ		スズメ	
	ムクドリ		ムクドリ	
	カラス		カケス	
			○ホシガラス	
			ハシブトガラス	
	合計（種）	28科	62種	

イ. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
モグラ	トガリネズミ	ホンシュウトガリネズミ	
ネコ	イヌ	○ ホンドキツネ	
	イタチ	○ ホンドテン	
		○ ホンドオコジョ	NT
		ニホンアナグマ	
	クマ	ニホンツキノワグマ	
ウシ	イノシシ	ニホンイノシシ	
	シカ	ニホンジカ	
	ウシ	○ ニホンカモシカ	国特天
ネズミ	リス	ニホンリス	
	ネズミ	ヤチネズミ	
		ホンドアカネズミ	
		ホンドヒメネズミ	
		ニホンドブネズミ	
	ヤマネ	ヤマネ	国天
ウサギ	ウサギ	ノウサギ	
合計(種)	11科	16種	

注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠る。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 - ・国天: 国指定天然記念物
 - ・環境省レッドリスト(平成24年度改訂)
 - CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 II 類、
 - ・国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
- 印は、当該地域で一般的に見られる鳥獣、アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
- 掲載種は、各種調査により確認された種のうち、異常気象等により迷行してきたと考えられる種を除いたものである。

